

特別支援学校における情報教育の実践

村上穂高

(京都教育大学附属特別支援学校)

Teaching Information Studies in Special-Needs Schools

Hodaka MURAKAMI

抄 録: 本論では、知的障害のある生徒の視点から生徒自身が携帯電話やスマートフォンなどの情報端末とどのように向き合っているのかという実態と情報モラルなど、今後の情報教育の在り方について検討することを目的として、携帯電話、スマートフォンのモラルに関する授業を実施した。結果として、知的障害のある生徒が不安や焦りを感じながらも自己管理しようとしている実態や、今後は使用についてのモラルのみならずメディアリテラシーについても学習を進めていく必要性などを確認した。

キーワード: 知的障害のある生徒、情報教育

I. はじめに

1. 急速な情報環境の整備

ICT（情報通信技術）の発達により情報機器が知的障害のある生徒を取り巻く教育環境の中に広がってきた。特に、障害特性や理解度に応じた個別の対応が必要である特別支援学校においては、「コンピュータを利用した学習では個々の理解度や認知的特性に合わせたプログラムを構築することが可能である」（尾崎他，2002）ことから、生徒個々への個別対応を目的としてマルチメディア（ビデオ映像、音声、文字などの情報を組み合わせ）を用いた教材などの開発が進められるなど教材教具としての活用はこれまでも重点的に行われてきたといえる。文部科学省は「教育のICT化に向けた環境整備5か年計画（2018～2022年度）」を示し、2019年12月には、1人1台端末と高速大容量の通信ネットワークの整備を目的としたGIGA（Global and Innovation Gateway for All）スクール構想を発表した。2020年度の新型コロナウイルス感染症の拡大の下、巨額の補正予算が措置され、1人1台の端末の整備及び、校内でのWi-Fi環境は当初の計画を上回る早さで整備された¹。コロナ禍において学校における生徒の情報環境は急速に変化したといえる。

2. 知的障害のある生徒の情報環境

校内におけるICTの普及と同時に、生徒を取り巻く家庭での情報環境も大きく変化している。「PISA」2018年調査では、日本は授業におけるICTの利活用が参加国中、最下位と授業における利用が遅れている反面、携帯電話やゲーム、チャットなど、学校外での「余暇における」デジタル機器の利用状況については、参加国中トップという結果となっており、児童生徒の家庭生活におけるデジタル機器の浸透が明らかになった。知的障害のある生徒も例外ではなく、スマートフォンを介してのメールやlineなどのアプリを利用したコミュニケーションなどが学校教育段階の児童、生徒にも日常的に利用されるようになってきており、特に、中学部から高

¹ GIGAスクール構想の急速な実現に関しては、成果に比して課題も大きい。タブレット端末などの電子機器の使用による視力の低下や体調不良などの健康面の問題、普及に関しては補正予算が組まれたが今後の端末の更新費用の自治体負担となる可能性や、児童生徒が家庭にタブレット端末を持ち帰る場合は通信料が事実上家計負担となっているなど費用の問題（田中他，2021）、タブレット端末に使用されるレアメタルの採掘、精製過程での放射能汚染や二酸化炭素の排出など環境負荷の問題など（丸山，2021）、考えるべき点は多い。

等部にかけては、過半数の生徒が携帯電話を日常的に利用している実態が報告されている²。利用方法に関しても、家族との通話といった限られた目的にとどまらず、メール機能やカメラ機能などの多様な機能を利用している実態、高等部に年齢があがるにつれ、使用する機能の多様化と交信する相手の拡大など、使用方法がより複雑化、広範囲化することが報告されている³。特に、知的障害のある生徒にとって、1人での行動時に保護者と連絡を取る手段として携帯電話は必要性が高く、自主通学や職場実習などをきっかけとして携帯電話を所持する実情がある⁴。

3. 携帯電話、スマートフォンの利用に関する課題

こういった知的障害のある生徒における携帯電話、スマートフォンの普及に関してはいくつかの課題がある。1つには、余暇の限定である。前述のように、日本の児童生徒は家庭での余暇におけるデジタル機器の利用が長い状況があるが、知的障害のある生徒においてはより顕著な問題として考えられる。知的障害者における家庭内の余暇の過ごし方としては以前よりTV等の視聴時間が長い事が報告されてきたが、近年、若い人にはラインやSNS、動画サイトなどインターネットを娯楽にしていることが比較的多くなってきている（石部他，2018）。こういった携帯電話、スマートフォンといった情報通信端末は個人で所有し利用できることから、余暇を他者とともに過ごす経験や、体験的な活動を通した余暇の広がりを妨げている可能性がある。これらに加え、より具体的な問題として、様々なトラブルに遭遇する危険性が挙げられる。携帯電話の普及に伴い、有料サイトへの登録による高額な請求や、自身や他者のアドレスや写真を漏らすなどのプライバシーの侵害、メール機能などを通した仲間とのトラブルなどがこれまでも報告されてきている。江田は知的障害のある生徒の携帯電話やインターネットの利用に関する問題の事例を、1、料金に関するもの、2、プライバシーの認識不足によるもの、3、イメージ力の不足によるもの、4、こだわりや社会性の問題によるもの、として整理しており、知的障害や自閉症を有する生徒ゆえに起こしやすいトラブルが存在すると考えられる⁵。

4. 情報モラル教育の必要性

しかし、これまでの報告では過半数の家庭で携帯電話について家族で話し合った経験がないなど（江田，2007）、普及の広がりには比して使用に関するルールやマナーについては家庭生活では伝えられていない現状が指摘されている（江田，2010）。その意味では、宮川（2010）がしてきしていたように、「児童生徒を取り巻く環境は急速に変化しており携帯電話に代表されるネット端末の普及」により、「これまで以上に高度情報社会の陰に対する学校教育の在り方、言い換えれば学校における情報モラル教育の重要性が増してきた」（宮川他，2010）といえる。知的障害のある生徒をめぐるこのような環境の変化の中で、新学習指導要領においても、ICTの利活用能力とともに、情報モラルを高める必要性も記される⁶など、モラル教育が要請されるような

² 江田は調査を通して「中学部では16人中12人の生徒が携帯電話を所有し、所有率は75%であった。高等部では29人中23人が所有し、所有率は79%であった」（江田，2010）としている。

³ 江田（2010）は中学部の生徒が通話以外に利用する項目として、写真撮影（67%）が最も多く、次いでメール（50%）、時計（50パーセント）、ゲーム（42%）の順であることと、高等部の生徒では使用する機能が更に多様化するとともに、急速に交信相手の範囲が広がり大部分の生徒が複数の相手とメールを交換しており、友達の利用相手のトップとなっていることなどを指摘している。

⁴ 高等部で携帯電話の使用者数が伸びることについては、「徒歩や自転車、公共の交通機関を使用して単独で通学する生徒が増加しその緊急連絡用として携帯電話を使用するから」（中野，2009）と指摘されている。

⁵ 障害特性とトラブルとの関係については「知的障害や発達障害のある児童生徒は認知的な特性や社会性発達の遅れにより、ネットワーク環境の中でも活動に多くの課題がある。他者の発言の背景にある意図を理解することが困難で自他のプライバシーに関する意識も未熟であるなど、コミュニケーションに問題を生じやすい」（江田，2010）などが指摘されている。

⁶ 学習指導要領では、小、中、高等部において「コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用することのために必要な環境を整えること」（学習指導要領小・中・高等部 総則）や高等部の職業科について、今後の職業生活において情報機器の取り扱いが必須となってくることを想定し「情報セキュリティ及び情報モラルについて知るとともに、表現、記録、計算、通信等に係るコンピュータ等の情報機器について、その特性や機能を知り、操作の仕方が分かり、扱えること」などが示されるなど、利活用の力を高めることとともに、モラルの学習の必要性を示すようになっている。

ってきた。しかし、実際の指導に関しては、未だ報告が少なく⁷、問題事例に対する生活指導が中心となっている実態が指摘されている（江田，2010）。

そういった点において、特別支援学校において、生徒自身が携帯電話やスマートフォンなどの情報端末と、どのように向き合っているのかを知ると同時に情報モラルなど情報教育の在り方について検討する必要がある。本論では、携帯電話、スマートフォンのモラルに関する授業を実施し、携帯電話やスマートフォンを一人で利用することが多い生徒が情報端末とどのように向き合っているのかという実態について明らかにすることで、今後の知的障害のある生徒の情報教育のあり方に関する示唆を得ることを目的とした。

Ⅱ．取り組みの概要

1. 本校の生徒の様子

本校においても、携帯電話のアプリケーションLineでのコミュニケーションを通して生徒同士のトラブルが起きる、携帯電話の使用時間が長くなり睡眠不足より登校が遅れる、カメラ機能での撮影での肖像権を通して生徒間にトラブルが発生するなど、携帯電話に関する問題が報告されるようになってきた。こういった背景を踏まえ、携帯電話のモラルに関して希望者を対象とした授業を行った。

2. 期間、対象生徒

20××年7月にA特別支援学校、中学部、高等部において授業を希望する生徒を対象に「携帯電話・スマートフォンのルール・マナーを知ろう」として授業を行った。中学部、高等部の生徒に対して、学習内容を示した上で参加者を募った。学習内容は、本人が理解できるように簡単な表現とイラストで描かれた用紙を配布した。参加を希望した中学部、高等部生徒28名（生徒はいずれも軽度から中度の知的障害を有している。）であった。

3. 倫理的配慮

本論では、個人が特定されないよう趣旨を損ねない程度に発言の一部を修正している。

4. 学習目標の検討

授業に先立ち、生徒の携帯電話の使用の状況についての実態や課題を共有した。日常的に多様な機能を長時間にわたり利用している生徒の実態や、YouTubeの動画を長時間見ること、カメラ機能などを撮影のルールを理解せずに使用するなどの実態もあり、これらのことを踏まえた上で学習目標を検討し、以下のように設定した。

- ① 自身の携帯電話、スマートフォンの使用状況について振り返り、よりよい使用方法について考える⁸
- ② 携帯電話やスマートフォンの使用に際して、場面に応じた基本的なマナーを学ぶ
- ③ カメラ機能について、撮影に関して肖像権や著作権などを踏まえたルールを学ぶ

授業は、生徒の普段の使用実態に応じたグループ別での学習を中心に進めた。

5. 学習内容

授業を受ける生徒の使用状況を本人からの聞き取りや指導者の見取りを基に、日常的に交友関係で使っている生徒、ある程度1人で利用しているがルールやマナーの理解が必要な生徒など、生徒の実態に応じ複数のグ

⁷ 松田は知的障害特別支援学校高等部の情報科の授業において「Google Classroom」を活用した疑似SNSに生徒が家庭からマナーや個人情報を守り投稿する実践を行っているが、投稿に関するコメントにおいて個人情報を話してしまうなど、生徒の課題を報告している（松田，2020）

⁸ 「多くの研究者が共通して強調していることは「〇〇をしてはいけない」ということを指導するだけでは不十分でありモデルを基に考えさせたり級友と討論したりする活動を取り入れる必要があるという点である。[中略]情報モラルを扱う場合、教え込む授業よりも考えさせる授業を構築することが必要である」（宮川，2010）と指摘されており、本授業でも生徒自身が考える場面を設定した。

ループに分かれ学習した。学習内容に関しては、児童生徒向けに書かれたマナーに関する書籍を参考にした。（島袋，2020，関，2016，小木，2020，鈴木，2017）など）扱った学習内容を表にまとめる。（表1）

表1 本授業での学習内容

全グループ対象 ○使用状況の確認 ・生徒に使用状況を聞く ・スマートフォンに関する基本的なマナーを確認する（歩きながら・自転車に乗りながらのスマートフォンについて、マナーモードや機内モードについて、電源を切る場面、有害サイトや犯罪サイトについて） ・マナーを守って使用できることがかっこよいことを伝える	
使用頻度の高いグループを対象 ○普段の使い方を振り返る ・際限なく見てしまう、やめられないなどのスマートフォン依存の問題（適切な利用時間や場面）を確認する ・使いすぎているか、自分で活動をコントロールできているかを確認する ・スマートフォンや携帯電話を使いすぎない為にはどうすればよいかについて、仲間と考える ○YouTubeの問題点を考える ・広告と本編の違いを知る。見ることでいらないものも欲しくなることを知る。 ・YouTubeの内容には不適切な内容も含まれていることを確認する ○携帯電話・スマートフォンを通しての仲間との適切な付き合い方を考える ・深夜の仲間からの通話やオンラインゲームの誘いを断る練習をする	ルールやマナーの理解が必要な生徒を対象 ○基本的なルール・マナーの理解 ・電車内や映画館でのマナーモード、病院内での電源オフの確認 ○カメラ機能の使い方・撮ってはいけないもの（通行人、撮影禁止の場所など）の確認 ・著作権について知る（本屋で漫画などをカメラで撮ってはいけない） ・肖像権について知る（友達でも勝手に撮ったり、写真を他人に送ってはいけない） ・してはいけないことを知る（裸の写真を撮る・送るなど）

6. 学習の様子

本論では、携帯電話やスマートフォンの使用の実態を知るため、日常的に1人で利用することが多いと考えられる生徒のグループ（中学部4名，高等部12名）の学習の様子を記述する。本グループは「使用状況の確認」「普段の使い方を振り返る」「YouTubeの問題点を考える」「携帯電話・スマートフォンを通しての仲間との適切な付き合い方を考える」を学習内容として扱った。

（1）生徒の使用実態の確認

はじめに生徒が使っているスマートフォンや携帯電話をお互いに確認した。通話だけができるキッズフォンの生徒が2名，その他の生徒は，スマートフォンであった。その後，それぞれの携帯電話でできることについて尋ねた。生徒達からは，「メールでやりとりできる」「話せる」という言葉がでた。「他にあるかな？」と尋ねると，「ゲームをする」「予定とかを書く」「音楽を聴く」「YouTubeを見る」「写真を撮る」などの機能について答えがあり，生徒達が，様な機能を知り，使っていることを改めて確認した。多様な機能を持つスマートフォンの便利さを確認した上で，「便利なだけかな？」という問いを投げかけ，「マナーやルールを守れていますか？」と尋ねた（図1）。「歩きスマートフォン」や「自転車に乗りながらのスマートフォン」はしていないかな？」とイラストを見せながら尋ねると，「歩きスマートフォン」に関しては，二人が下校中にしてしまったことがあり，「自転車に乗りながらのスマートフォン」に関しては手を挙げた生徒は1人もいなかったが，している大人を「見たことがある」と多くの生徒が答えた。カメラ機能に関しては，「どんなものを撮りますか？」という問いに対して「山や花」と答える生徒や，「鬼滅の刃」と漫画の名前を答える生徒もいた。「山や花は，大丈夫と思いますが，漫画を撮るのはよくない場合もあります⁹。この後，詳しく勉強しましょうね」と伝えた。そして，指導者が二

人で寸劇を行い、知らない相手を突然カメラで撮る行為をした。生徒達は、「それはだめ」と良くない行為であると気づけており、「そう、知らない人を撮るのもよくないことです。この後詳しく学びましょう」と伝えた。その後、携帯電話を通して様々なトラブルが起こる可能性を伝え「困ったことがあったら、先生や家族に伝えることが大切です」と伝えた。その際、「これまで困ったことがあっても、伝えられなかった人？」と尋ねると数名の生徒が手を挙げており、これまでの経験より伝えたくても伝えられなかった様子が伝わってきた。そして、「自分自身でも携帯電話でやってよいこと、悪いことを学ぶことが大切です。かっこよく大人の使い方をできるようになろう」と学習の目標を伝えた。

(2) 普段の使用方法的振り返り

生徒のスマートフォンの使用時間や使用方法について生徒が自分で振り返れるよう発問した。「今日帰ったらどれくらいしますか？」という質問には、15分以内と答えた生徒はおらず、ほとんどの生徒が2時間ほどと答え、2時間以上と答えた生徒は2名いた。生徒達はお互いに「そんなにするの?」「やりすぎやで」など意見を仲間に伝えていた。そして、「ちょっとやりすぎているかな?と思う人はいます?やめたいけれどやめれない人は?」と尋ねると数名の生徒の手が上がった。その後「じゃあ、今日は自分とスマートフォンの関係について振り返ってみよう」と言い、自身で普段の使い方を振り返った。内容は、「①スマートフォンを手放すとイライラする」「②取り上げられると腹が立つ」「③食事中もスマートフォンをみる」「④スマートフォンをやりすぎて寝不足になる」「⑤使う時間がだんだん長くなってきた」「⑥止めようと思っても止められない」などであった(図2)。①②に対しては、「これまで取り上げられたことがない」「1度あったけど、腹が立ったりはしなかった」と答える生徒もいたが、取り上げられたと答えた生徒も2名ほどいた。③に対しては、多くの生徒が否定していたが、注意されたことのある生徒も数名いた。また、勉強中なども見てしまうと答えた生徒も多くいた。④に対しては、「僕は夜10時になったら使えなくなるようにしている」とタイムサーバーの機能を利用していると答えた生徒が数名おり、「そんな機能があるんだ」と初めて知れた生徒もいた。反面、「12時くらいまでやっている」と答えた生徒も数名いた。その際に「スマートフォンをしていると寝られなくなったりしたことはありますか?」と聞くと、「目がさえて寝られなくなる」と答えた生徒もいた。⑤⑥に関しては多くの生徒が頷いており、「動画を見ると、次の動画につながってどんどん見てしまう」と答える生徒や、「前よりも長くなってきた」と自身の使用状況に関して焦りを感じている生徒もいた。「やめたくてもつい触ってしまう」と1人の生徒が答えると、他の生徒も「わかる」「確かに」と答えるなど、自身の意思に反して使用を続けてしまう様子が伝わってきた。

仲間と振り返りを行うことで多くの生徒が、現在の使用の在り方についてこのままでよいのか、疑問を感じている様子であった。その後、「どうすれば携帯電話やスマートフォンをもっと上手に使えるかな?」と指導者から尋ねた。生徒達からは、「夜は置いておく(寝室以外の部屋に)」「他のことをやる」「時間がきたら切れるようにする」「ストップウォッチで使う時間を区切る」など、様々な意見がでた。学習に当たり「趣味を増やす、夜は預ける、寝室に持ち込まない、時間を決めて使用する」などを想定していたが(図3)、想定を超えて意見が出たことより、これまで生徒自身も様々なことに取り組んできた様子が伝わってきた。そして、「じゃあ、他にできる趣味って何がある?」と尋ねると、「絵を描く」「音楽を聴く」「猫と遊ぶ」などの意見が出て、「それ面白そう」「いいなあ、私もしたい」など、仲間の趣味に対して好奇心を持った様子があった。その後「今日から、少しでも携帯電話の使い方を変えようと思った人はいるかな?」と尋ねると、使用時間が多かった生徒をはじめ、過半数の生徒が手を挙げていた。

⁹ 書店で本や雑誌を携帯電話のカメラで撮影した場合、直ちに著作権法には違反するものではないが、無断で撮影する行為は結果として本屋に対する窃盗罪となる可能性がある(刑法第235条)。本授業では分かりやすさを重視し万引きになるという表現に留めた。

(3) YouTubeの利用に関して

YouTubeについては全ての生徒が見ており、見ている内容も様々であった。生徒に「YouTubeのいいところは？」と尋ねると、面白い動画がたくさんあることやお金がかからないなどの利点を答えていた。その後、YouTubeを見ることの問題点を尋ねると、1名が「(通信に関する)容量がなくなる」と答えただけであった。そこで、「そもそも、どうしてYouTubeはただなんだろう？」と尋ねると、全員が「なんでだろう？」と不思議そうに考えていたが、誰も応えられなかった。続けて、「じゃあ、TVは？」と尋ねると、高等部の1名の生徒が「もしかして、広告のため？」と答えることができた。そこで、「そうです。広告を見てもらって、商品を買ってもらうことで成り立っているんですね」と話すと、「そうか、それで広告があんなに入ってくるんだ」「いつもいいところで広告が入ってくる」「広告はすぐに飛ばしている」「飛ばせない広告の時はすごく腹が立つ」と生徒達は納得がいった様子で意見を言っていた。生徒達は広告の存在は知っていたが、それがどのような機能を果たしているのかという点に関しては考えたことがない様子であった。指導者からは「広告を見ると欲しくないものでも欲しくなってしまうこともあります。そのことは知っておきましょう」と伝え、YouTubeを見ることの問題について考えるように促した(図4)。YouTubeでは、悪ふざけなどの非倫理的な動画が流れていることもあり得ることを伝え、生徒達は「確かに」「昔に見たことがある」と答えていた。また、将来ユーチューバーになりたいという憧れを抱く生徒も数名いたが、そういった夢を肯定しながらも「10分の動画を作るのに100分の撮影時間と200分の編集が必要といわれています」「毎回面白いといわれる動画を毎日作ることは、見ている以上にとても難しいことです」「ユーチューバーの収入だけで生活している人の数は、プロ野球選手よりも少ないです」と、現実も理解した上で考えるようにと伝えた。

(4) 生徒の感想

グループ学習を受けた生徒に「①今日の話で勉強になったこと」「②授業を受けて思ったこと・感じたこと」についての感想を記入した。①に関しては、「YouTubeについての話」「広告は欲しいとおもってしまう」というYouTubeに関する説明についても記述が多かった。②に関しては、「スマートフォンは便利で使いやすいものですが時には色々な事に巻き込まれるということを知りました」「スマートフォンには良いことと悪いことがある」などの問題点についての記述や「この授業をして自分から15分、30分と時間をとって携帯をやめてみます。」「スマートフォンの時間を決める」「スマホは大切に使う」「自分に厳しくしていこうと思った」「スマートフォンのやる時間を決めて守りたいです」「時間を守る、嫌な動画を見ない」「スマートフォンをやる時間を守りたいです」と、自身の使用方法を見直したいと書かれた内容が多く記述されていた。②については「とても楽しかったです。」「またやりたいです」「スマートフォンの部品について知りたくなった」「今度はメールの話を聞きたいです。」「今度はスマートフォンのアプリ機能の話を聞きたいです。」と学習が楽しかったことや、新たな興味が湧いてきた様子などが書かれていた。

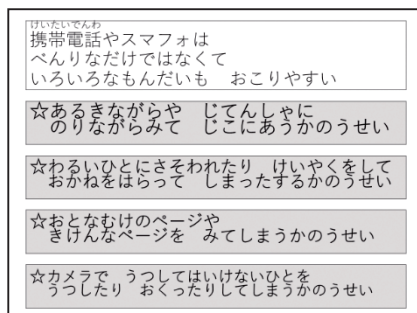


図1 使用実態を確認する場面での授業スライド

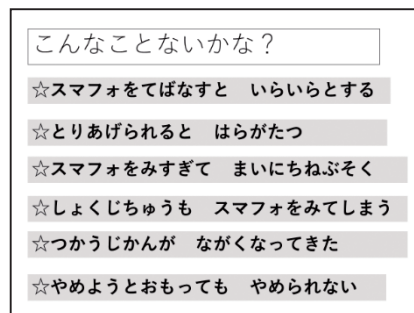


図2 普段の使用方法を振り返る場面での授業スライド

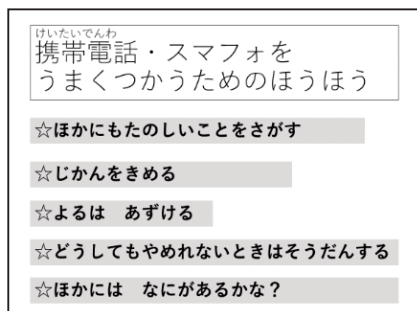


図3 使用法の改善を示す授業スライド

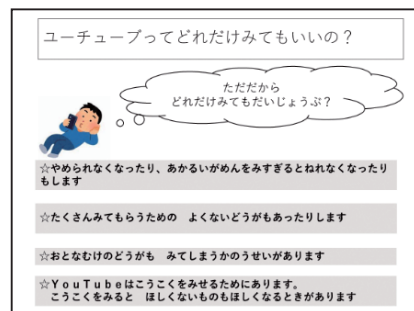


図4 YouTubeの問題点を示す授業スライド

(5) 授業の振り返り

学習内容（使用の実態，コントロールの実態，広告に対する知識）と授業での生徒の様子を表にした（表2）。

表2 学習内容と生徒の様子

学習内容	生徒の様子
使用の実態	・「今日帰ったらどれくらいしますか？」という質問には、15分以内と答えた生徒はおらず、ほとんどの生徒が2時間ほどと答え、2時間以上はと答えた生徒は2名いた。「やりすぎている、やめたいけれどやめれない」と答えた生徒が数名いた。 ・生徒に対する質問では、「取り上げられると腹が立つ」という質問に対して、「腹が立った」と答える生徒がいた。「食事中もスマホを見てしまう」という質問に対しては、「たまにやってしまう」「勉強している時には見てしまう」と答える生徒がいた。「使う時間が長くなってきた」という質問に対して「前よりも長くなってきた」と答える生徒が多かった。「やめようと思っても止められない」という質問に対して、「動画を見ると、次の動画につながってどんどん見てしまう」と答える生徒や「やめたくてもつい触ってしまう」という生徒がいた。 ・生徒からは、使用時間が長くなる、手放せなくなるなど、スマホ依存といえる傾向がみられた。
コントロールの実態	・「僕は夜10時になったら使えなくなるようにしている」「11時以降は使えなくなる」と自身で工夫している生徒とともに、「そんな機能があるんだ」と初めて知る生徒もいた。 ・使用を制限するためのアイデアを尋ねると「他のことをやる」「時間がきたら切れるようにする」「ストップウォッチで使う時間を区切る」など、様々な意見がでた。 ・授業後に「今日から、少しでも携帯電話の使い方を変えようと思った人はいかな？」と尋ねると、使用時間が多かった生徒をはじめ、過半数の生徒が手を挙げていた。また、アンケートでも、「スマートフォンのやる時間を決めて守りたいです」などの意見が多く出た。 ・コントロールの在り方については、個人差があったが、生徒からは、携帯電話やスマートフォンをコントロールしたいという思いが感じられた。
広告に対する知識	・YouTubeについては面白い動画がたくさんあることやお金がかからないなども理由により、全ての生徒が見ており、見ている内容も様々であった。 ・生徒に、YouTubeを見ることの問題点を尋ねると、1名が「(通信に関する)容量がなくなる」と答えただけであった。YouTubeが無料の理由を尋ねると、全員が応えられなかった。 ・生徒に「TVは？(どうして無料なのか)」と尋ねると、高等部の1名の生徒が「もしかして、広告のため？」と答えることができた。 ・生徒達は広告の存在は知っていたが、それがどのような機能を果たしているのかについては考えたことがない様子であった。

Ⅲ. 取り組みのまとめ

授業において明らかになった生徒の情報環境を示すとともに今後の特別支援学校における情報教育の在り方について検討する。

1. 生徒の情報環境

(1) 携帯電話、スマートフォンとの関係

平日に2時間程度利用している生徒が多いなど、指導者が想定した以上に長い時間利用している実態が確認できた。利用目的に関しても通話だけではなくlineなどでのコミュニケーション、YouTubeの動画の視聴、オンラインゲームなど多様な機能を利用している様子も確認できた。また、生徒達は、好きな動画の名前やアプリの名前などを次々と答えており、知的障害のある生徒にとって携帯電話が身近な道具として普及していること、生徒達は使用にあたっての一定のスキルを日常生活において獲得していることなども確認できた。中学部の生徒であっても「手放すとイライラする」に当てはまると答えたり、家庭で取り上げられたことがあると答える生徒がいたり、毎日12時まで利用している生徒もいるなど、年齢に関わらず使用に課題を有している実態も見られた。また、生徒によっては「やめたくても止められない」というように不安や焦りを感じている様子や、スクリーンセーバーを設定する、ストップウォッチを使って使用時間を測るなどの適切な利用方法を考えるなど、携帯電話をどのようにコントロールしていくのかについて、悩みながら向き合っている様子が確認できた。

(2) 広告を目的としたメディアとの関係

YouTubeについては魅力的な動画があることや無料という点もあり、全ての生徒が見ていた。しかし、生徒達は、YouTubeがなぜ無料なのかを知らず、TVがどのように成り立っているのかを知らない様子であった。今日、TVの広告機能と同様に、インターネットの世界においても子どもはマーケティングのターゲットとなり消費欲求を刺激されている可能性がある（天野，2017）が、知的障害のある生徒はこういった状況に対し、無自覚である傾向が考えられる。知的障害児・者と広告マーケティングの関係については、子ども一般の問題（天野，2017）以上に検討されておらず、知的障害のある生徒はTV以上に、こういった新たなサービスの宣伝の効果を無防備に受けている可能性がある。

2. 今後の情報教育の在り方

上述のように、知的障害のある生徒にとっては自主通学や職場体験実習などを機に携帯電話やスマートフォンを持つことが多いが、学齢期の知的障害のある生徒にとって携帯電話やスマートフォンを持つことのリスクについても確認していく必要がある。また、使用の実態に関しては、個人差が大きいことから個別の指導を行う機会も確保していく必要がある。学校と保護者、そして生徒で携帯電話やスマートフォン利用の在り方に関して話し合う機会を検討するなど、情報共有の場を設けていく必要がある¹⁰。また、携帯電話のマナーやルールの理解といったモラル教育のみならず、TVやYouTubeなどの広告の目的を知り批判的に読み取るなど、メディアリテラシーについての実践の在り方も検討していく必要がある。

3. おわりに

本実践では、生徒達に自身の携帯電話の使用状況を振り返る機会を設けるなどをして生徒本人に今後の利用方法の改善を促したが、結果として生徒達の携帯電話の使用に対して否定的な感情を生んだ可能性も考えられる。いき過ぎた利用に関しては、自制を求める必要があるが、携帯電話を利用することは、知的障害のある生徒の好奇心を広げ、行動範囲や交友関係を維持する上でも重要とも考えられる。今後は学校全体で指導の方針を検討していく必要がある。また、「自転車に乗りながらのスマートフォン」などは大人が悪い見本を示してしまっていることも生徒の姿から伝わってきた。指導者自身の携帯電話やスマートフォンのモラルの向上、メディアリテラシーなどへの知識の向上も今後は求められる¹¹。

¹⁰ 横山は携帯電話利用の約束を学校が一方的に決めるのではなく、生徒会活動の一連の流れの中で教員のアドバイスを得ながら保護者、本人、学校の三者が協議して決めていくことで効果が期待できるとしている。（横山，（2009））

¹¹ 松浦は、特別支援学校においては、緊急事態の発生リスクが高く緊急連絡が必要な場合に備え、スマートフォンなどの携帯が必要であることを踏まえた上で、教員が貸与された教育業務用パソコンでは個人情報の管理がルール上、システム上で

参考文献

- 天野恵美子（2017）『子ども消費者へのマーケティング戦略』ミネルヴァ書房
- 江田祐介，松下香好（2007）「特別支援学校（知的障害・肢体不自由）の児童生徒における携帯電話の利用状況に化関する実態調査」和歌山大学教育学部教育実践総合センター紀要17号59頁-64頁
- 江田裕介，森千代喜，一ツ田啓之（2010）「特別支援学校（知的障害）の児童生徒におけるコンピュータ及び携帯電話の利用状況」和歌山大学教育学部教育実践総合センター紀要第20号
- 江田裕介（2010）「発達障害者のICT活用と情報モラル教育」日本教育情報学会年会論文集第26号130頁-133頁
- 石部和人，大西美佳子，梶谷素女，佐藤國夫，白石恵理子（2018）「特別支援学校卒業生の余暇に関する研究」滋賀大学『実践センター紀要』第26巻 77頁-84頁
- 金森裕治，沖間史明，大島真佐子，益子典子，北野洋子（2002）「知的障害養護学校における総合的な学習の取り組みについて」大阪教育大学障害児教育研究紀要 第25号103頁-110頁
- 松浦俊弥（2021）「関係機関間における障害がある子どもの情報共有システムの現状と課題」淑徳大学研究紀要55号1-18頁
- 丸山啓史（2021）「気候変動を止めるための社会変革の道筋ー「再生可能エネルギーへの転換」の危うさ」唯物論研究会編 唯物論研究年史 第26号158-171頁
- 水越伸（2002）『デジタル・メディア社会』岩波書店
- 宮川洋一，福本徹，森山潤（2010）「義務教育段階における情報モラル教育に関する研究の動向と展望」岩手大学教育学部研究年報第69巻89頁-101頁
- 松田愛理子（2022）「知的障害特別支援学校高等部における情報科の授業実践」大阪教育大学附属特別支援学校 研究紀要3号113-116頁
- 中野美，藤田美佐緒，高市幸造，石部和人，島田勝浩，太田容次（2009）「知的障害特別支援学校における児童生徒の携帯電話利用の実態と教員の意識に関する1考察」日本教育情報学会年会論文集25号250-253頁
- 小木曾健（2020）『13歳からのネットルール』メイツ出版
- 尾崎悠子，林徳治（2002）「特別支援教育におけるマルチメディア学習支援教材の開発」山口大学教育学部附属教育実践総合センター研究紀要 第14号263頁-274頁
- シェアー・ジュリエット・B（2005）『子どもを狙え』アスペクト社
- 関和之（2016）『学校では教えてくれない大切なこと②』旺文社
- 島袋コウ（2020）『しくじりから学ぶ13歳からのスマートフォンルール』旬報者
- 鈴木朋子（2017）『スマートフォンとネットを安心して使う本』技術評論社
- 佐藤元彦，小泉真也（2022）「情報技術はGIGAスクールをどこへ導くか」稚内北星学園大学紀要23号35-44頁
- 高橋勝（2006）『情報・消費社会と子ども』明治図書
- 田中真秀，佐久間邦友，山中信幸（2021）「「GIGAスクール構想」導入によるICT教育活性化への示唆ー学校現場におけるICT教育の発展可能性と課題ー」川崎医療福祉学会誌 31号(1), 17-26頁
- 上杉嘉見（2008）『カナダのメディア・リテラシー教育』明治書店
- 横山隆光（2009）「学校を基盤とした体系的な情報モラル教育の試行ー中学校における生徒・教員・保護者の連携による事例研究ー」日本教育情報学会教育情報研究 第25巻第2号23頁-29頁
- 吉見俊哉（1994）『メディア時代の文化社会学』新曜社

徹底管理されているのに比し，スマートフォンなどの携帯端末の扱いに関するルールの作成については意識が高まらない現状を指摘し，学校現場における教員個人の携帯端末の利用についてもルール作りの必要性を示している（松浦，2021）。